# 第8章 投資形態

# 1. 代表的な進出形態

2020年1月1日より、「外商投資法」、外商投資法実施条例が施行され、それに伴い、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資独資企業法」(いわゆる外資三法)が廃止されている。外商投資企業の組織形態、組織機構等の事項については、「会社法」、「パートナーシップ企業法」の関連規定が適用される。なお、外商投資法の施行により、現地法人について中外合弁企業、中外合作企業、外資独資(100%)企業の法令上の分類がなくなり、外商投資企業に統一された。

外国企業の投資による中国拠点設立手続きは、投資形態により、駐在員事務所、法人企業、 パートナーシップ企業の3種類に分けられ、概要は以下の通りである。なお、民間企業が進出する場合には、一般的に駐在員事務所もしくは法人企業(会社)の形態をとることが多い。

図表 8-1	投資形態の全体像	
--------	----------	--

投資形態	概要	特徴
駐在員事務所	海外企業の本社の一部として扱 われる進出形態	手続きが簡便であり、市場調査等は行うことができるが、通常は営業活動を行うことができない。
法人企業(会社)	外国法人もしくは自然人による 出資で設立された現地法人	独立した法人資格を有し、営業許可証に記載されている内容の範囲で経営を行うことができる。
パートナーシップ企業	外資を含む 2 者以上の出資者に よって構成されるパートナー シップ	責任負担や利益配分を当事者間で決定できる が、最低1者は無限責任を負う必要がある

(出所) 各種資料を参考に作成

駐在員事務所は、外国法人の分支機構で、独立した法人資格はなく、外国企業の製品又は役務に関連する市場調査、展示、宣伝活動、及び外国企業製品の販売、役務提供、国内仕入、国内投資に関する連絡等の活動を行うことができるが、通常は営利活動を行うことができない。一方、支店(分公司)は中国法人の分支機構で、独立した法人資格はなく、原則上、営利活動を行う分公司は本社の経営範囲を超えない業務を行うことができ、営利活動を行わない支店は本社の経営範囲内の連絡、コンサルティング等の業務を行うことができる。

法人企業(会社)には、主に現地との合弁による場合と100%外資による場合がある。合弁のメリットとしては、中国側の資産、労働力、販売ルート等が十分に利用でき、中国当局との交渉で中国側の力を得ることができること、さらに、外国側の派遣者及び投資資本が少なくて済むこと等があげられる。

一方、デメリットとしては、董事会で重要事項拒否権があるため、中国側との協力関係が重要となってくることから、中国側の影響は避けられず相互協調が常に必要となってくることがあげられる。また、100%外資のメリットとしては、会社の経営方針が自由に決定できることや、利益配分や従業員の待遇等についても中国側の意見を考慮することなく自由に決定できるといった点があげられる。一方、デメリットとしては、中国側の資産、労働力、販売ルート等を利用できず、全ての企業運営を独力で行わなければならないといった点があげられる。さらに、中国当局との交渉も自分で行わなければならないことや、外国側の投資資本が多くなってしまうというデメリットも存在する。このようなデメリットが存在するにも拘らず、やはり会社の経営方針や利益配分等の方針を自由に決定でき、親会社の意見も通しやすいといった点から、日系企業においては100%外資で進出するケースが多い。

# 2. 外国企業・駐在員事務所の設立手続き・必要書類

駐在員事務所と会社の設立手続きの流れについて、ジェトロの資料によれば次の通りである。

#### (1) 駐在員事務所の設立

「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」(1980年国務院第272号)及び「外国企業常駐代表機構登記管理条例」(2018年国務院令第703号)の規定により、外国企業(外国(又は地域)で設立された企業)が中国で駐在員事務所を設立する場合の必要書類は以下の通りである。

- i. 駐在員事務所設立申請書
- ii. 外国企業の登記簿謄本(会社の住所証明及び 2 年以上の存続を証明する合法的な営業証明書)
- iii. 外国企業の定款等
- iv. 外国企業が作成した署名権者に対する授権書又は証明文書
- v. 駐在員事務所の首席代表、代表の委嘱書
- vi. 外国企業と取引関係のある金融機構が発行した資金信用証明
- vii. 首席代表、代表の履歴書
- viii. 首席代表、代表のパスポートの写し
- ix. 首席代表、代表の写真
- x. 事務所の駐在場所の合法的使用証明
- xi. 認可機構の認可文書(駐在員事務所の設立にあたり、認可が必要な場合)
- xii. その他(駐在員事務所の設立において、外国(地域)企業は登記機関が指定するメディ アに公告をしなければならない)

## (2) 会社の設立

「外商投資法」第31条によれば、外商投資企業の組織形態、組織機構及び活動の基準については、「会社法」等の法律の規定が適用される。「会社登記管理条例」(2016年)第20条等によると、設立に係る標準的な必要書類は以下の通りである。業種等によって必要となる資料も若干異なる。

### <会社の設立>

- i. 設立会社登記(届出)申請書
- ii. 会社定款(有限責任会社の場合、株主全員により署名する。株式会社の場合、発起人 全員により署名する。)
- iii. 株主、発起人の主体資格証明書又は自然人の身分証明書
- iv. 法定代表者、董事、監事及びマネジャーの就任証明書
- v. 住所(経営場所)の合法使用証明書
- vi. 発起設立した有限責任会社及び株式会社は、株主大会会議記録を提出し、募集設立の 株式会社は創立大会の会議記録を提出しなければならない。
- vii. 募集設立した株式会社は、資本信用証明書を提出するか、又は、設立者が行った最初 の出資が非貨幣性財産である場合には、財産権が移転されたことを証明する証明書 を提出しなければならない。
- viii. 募集設立の株式会社は、公開株を発行する場合、国務院証券監督管理機構より発行される批准書類を提出しなければならない。
- ix. 外国投資者の信用証明(「非法人」外国投資者のみ提出)。すなわち、資本信用証明書であり、当該外国投資者と業務取引がある金融機構が発行するもの。
- x. 法、行政法規と国務院決定規定により承認の必要がある場合、又は経営範囲について 承認の必要がある項目を申請する場合、事前承認証明書又は許可証明書の写しを提 供しなければならない。
- xi. 審査機関の批准文書(外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)の分野に該当する企業のみ)